

議案第86号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立中町三丁目丘の上公園を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(3)の款世田谷区立中町二丁目北公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立中町三丁目丘の上公園	東京都世田谷区中町三丁目7番14号
-----------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。